

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について

平成 7 年 2 月 15 日 7 農蚕第948号
農林水産事務次官依命通知

改正

平成10年 4月 1日 10農産第2485号
平成10年 6月 24日 10農産第4615号
平成12年10月 2日 12農産第6987号
平成14年 7月 1日 14経営第1617号
平成16年 8月 1日 16経営第2237号
平成17年 4月 1日 16経営第7350号
平成20年 4月 16日 20経営第 40号
平成20年10月 1日 20経営第3733号
平成21年 3月 16日 20経営第5796号

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号。以下「法」という。）が第 132 回国会において成立し、平成 7 年 2 月 15 日付で公布・施行され、これに伴い青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成 7 年政令第 21 号。以下「令」という。）及び青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成 7 年農林水産省令第 3 号。以下「規則」という。）についても同日付で公布・施行されたところである。

については、貴局管内の都府県に通知するとともに、下記事項に御留意の上、これらの法令に基づく制度の適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

記

第 1 趣旨

我が国農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保が不可欠である。このため、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 25 条においても、国が新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずる旨が規定され、新規就農対策は、基本的施策の一つとして位置付けられているところである。

また、最近における就農の実態については、他産業からの離職就農者や農

家子弟以外の新規就農者の増加並びに農業法人及び農家（以下「農業法人等」という。）への就農希望者の増加といった就農ルートの多様化等の変化がみられており、このような変化に対応した就農促進のための施策の推進が求められているところである。

このため、本法に基づき、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年並びに青年以外の者で近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有する者（以下「青年等」という。）の就農の促進を図るため、その就農ルートの多様化にも対応しつつ、無利子の就農支援資金その他の就農に必要な資金の総合的かつ体系的な貸付け等の特別措置を講ずることとしたものである。

第2 就農促進方針

1 趣旨

都道府県における青年等の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）は、新たな国際化の進展等の状況を踏まえ、地域の農業振興を図っていく上で重要な青年等の就農促進について、都道府県として今後どのように取り組んでいくのかという政策の基本的な考え方を明らかにするものである。

また、この方針は、就農しようとする青年等にとって目標となり、かつ、都道府県知事が就農計画を認定する上での基準となるものであるとともに、施策を推進する関係機関・団体の連携の指標となるものでもあり、すべての都道府県で定めることとされている（法第3条第1項）。

2 就農促進方針の内容

（1）青年等の就農促進に関する基本的な方向

都道府県における青年農業者その他農業を担うべき者の確保・就農状況等を踏まえ、就農促進の推進方策、青年農業者及び中高年齢者の新規就農者（以下「青年農業者等」という。）の確保の考え方（青年等の就農を特に促進すべき地域等）、将来の経営体を担うべき青年農業者等が備えるべき能力及び資質の考え方（経営管理能力等）等について、青年と中高年齢者を区分し、実情に応じて記述する。

なお、中高年齢者についての記述に当たっては、他産業に従事することにより近代的な農業経営を行う上で役立つ知識や技能を有していることなどに十分留意する必要がある。（法第3条第2項第1号）。

（2）就農支援資金の貸付けその他の青年等の就農促進を図るための措置に関する事項

都道府県知事が就農計画を認定するに当たっての考え方を示すとともに、当該認定に係る具体的な基準として、

- ① 青年等の就農時における農業経営又は農業従事の態様の目標水準
- ② 農業の技術又は経営方法を習得するための具体的な国内の研修先並びに海外研修及び普及指導員等による指導研修の基準

を記述する（法第3条第2項第2号）。

また、就農支援資金、農業近代化資金、経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に掲げる資金に限る。以下同じ。）等の就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定就農者」という。）のための資金制度又は青年等をその営む農業に就業させようとする者であって就農計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）に対する就農支援資金の貸付け及び農業改良資金の償還期間等の特例その他の就農支援施策の内容についても併せて記述する。

（3）青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項

青年等の就農促進を図るために効率的な支援体制の整備を図るため、法第5条第1項の規定により都道府県に一を限って指定することができる都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業信用基金協会、普及指導センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人、厚生労働省都道府県労働局及び公共職業安定所等の関係機関・団体の役割分担と相互の連携について記述する。

また、全国的な就農情報を活用した就農促進を図るため、必要に応じ、社団法人全国農村青少年教育振興会、全国新規就農相談センター等との連携についても記述する（法第3条第2項第3号）。

第3 就農計画

1 趣旨

就農計画の認定制度は、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、就農促進方針に即し、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が作成する農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画について都道府県知事が認定を行い、認定就農者又は認定農業者に重点的に就農支援措置を講じようとするものである（法第4条）。

2 就農計画の作成者

（1）新たに就農しようとする青年等

ア 就農計画を作成することのできる青年の年齢は、15歳以上30歳未満とするが、都道府県知事が当該都道府県の農業の実情に照らし特に必要があると認めるときは、15歳以上で、40歳以下で都道府県知事が定める年齢未満とすることができる（規則第1条）。

イ 就農計画を作成することのできる中高年齢者は、青年以外の者で年

齢が 55 歳（都道府県知事が、当該都道府県の農業の実情に照らし特に必要があると認めるときは、65 歳以下で都道府県知事が定める年齢）未満の者であって、かつ、次の各号のいずれか一に該当するものとする。

- (ア) 商工業その他の事業の経営管理に 3 年以上従事した者（規則第 1 条の 2 第 1 号）
- (イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者（規則第 1 条の 2 第 2 号）
- (ウ) 農業又は農業に関連する事業に 3 年以上従事した者（規則第 1 条の 2 第 3 号）
- (エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者（規則第 1 条の 2 第 4 号）
- (オ) (ア) から (エ) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（規則第 1 条の 2 第 5 号）

(2) 新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者

自ら農業を営む農業法人等であって（1）の要件を満たす青年等をその営む農業に就業させようとする農業法人等は、就農計画を作成することができるものとする。

3 就農計画の作成

- (1) 規則第 2 条の農林水産大臣の定める様式は、2 の（1）に掲げる者が作成する場合にあっては別記様式 1 、2 の（2）に掲げる者が作成する場合にあっては別記様式 2 とする。
- (2) センター、普及指導センター、市町村、県農業大学校等の関係機関・団体は、就農計画を作成しようとする青年等又は新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し必要な指導・助言を積極的に行うものとする。

この場合、農外から就農しようとする青年等の便宜に配慮し、センターは、当該都道府県内の研修先、受入れ市町村等と十分連携を図り、就農計画作成全般について相談に応ずるよう努めるものとする。

4 就農計画の認定基準

- (1) 就農計画の認定は、①就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであること（規則第 3 条第 1 号）、②就農計画の達成される見込みが確実であること（規則第 3 条第 2 号）、③法第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項が同項第 1 号の目標を達成するため適切なものであること（規則第 3 条第 3 号）、さらに、中高年齢者にあっては④法第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる事項が同項第 1 号の目標を達成するために適切なものであること（規則第 3 条第 4 号）というすべての基準を満たす場合に行うものとする。

(2) (1)の①については、具体的には、ア及びイに該当することを要件とする。

ア 就農計画の記載事項のうち別記様式1の1の(2)の就農時における所得目標又は別記様式2の2の(2)の年間農業従事日数が就農促進方針で定める就農時における農業経営又は農業従事の態様の目標水準以上であること。

イ 就農計画の記載事項のうち別記様式1の2の(2)又は別記様式2の3の(2)及び(3)の研修が、就農促進方針において指定する研修先であるか、又は就農促進方針において定められた海外研修及び普及指導員等による指導研修の基準に該当すること。

(1)の②については、具体的には、別記様式1の就農計画にあっては申請者の技術、経営能力、就農時の農業労働力、事業・資金計画から総合的にみて実現性が高いこと、別記様式2の就農計画にあっては青年等の技術、担当させる営農規模・作目、申請者の事業・資金計画、農業経営の状況等から総合的にみて実現性が高いことを要件とする。

(1)の③については、就農計画の記載事項のうち、別記様式1の2又は別記様式2の3の就農の準備に関する事項及び別記様式1の3又は別記様式2の4の就農時においてとるべき措置に関する事項が別記様式1の1又は別記様式2の2の就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標を達成するため、適切なものとなっていることを要件とする。

なお、就農計画の記載事項のうち別記様式1の2の(1)の過去の農業教育・研修等経験又は別記様式2の3の(1)の過去の農業教育・研修経験が、別記様式1の1又は別記様式2の2の就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標を達成するために十分なものである場合には、新たに研修を受けることを要しない。

第4 都道府県青年農業者等育成センター

1 法人の指定

(1) 趣旨

新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者に対して就農支援措置を講ずるに当たっては、就農支援資金の貸付けのみを行うのではなく、事前の啓発活動及び就農相談から、就農後のフォローアップまでの一連の就農支援業務の一環として当該貸付けを行うことが効果的である。

また、青年等の就農の円滑な促進を図るために行政による取組のみならず、関係者が地域ぐるみで官民一体となって取り組んでいくことが望ましく、そのような取組の中核となる一般社団法人又は一般財団法人を明確に位置付けることが必要である。

このため、都道府県知事は、法第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人について、その申請により、都道府県に一を限ってセンターとして指定することができることとともに（法第5条第1項）、都道府県の就農促進方針において、センターを含めた関係団体・機関の相互の連携に関する事項を記述することとし、都道府県段階における就農支援体制の整備を図ることとしたものである。

（2）対象となる法人

ア センターの指定に当たっては、地方における行政組織の簡素化を図る観点から、都道府県の実情に応じて既存の法人の活用を図るものとする。

イ 指定を受けた法人の名称は、青年農業者等育成センターとする必要はなく、既存の法人については従来どおりの名称で差し支えない。

2 業務の内容

センターは法第6条各号に掲げる業務を行うこととなっているが、このうち就農支援資金の貸付け（法第6条第1号）以外の業務内容は、次のようなものが考えられるところであるが、地域の実情に応じ自主的に実施されるものである。

（1）新たに就農しようとする青年等が行う農業の技術又は経営方法の習得及び認定就農者又は認定農業者が就農時においてとるべき措置に関する情報の提供、相談その他の援助（法第6条第2号）

新たに就農しようとする青年等が行う農業の技術又は経営方法の習得及び認定就農者又は認定農業者が行う就農時における施設の設置、機械の購入等に関する情報の提供や相談活動、市町村との情報交換、関係団体による連絡会議の開催等により、円滑な就農の支援を行うこと。

（2）新たに就農しようとする青年等について、無料の職業紹介事業を行うこと（法第6条第3号）

農業法人等への就農を希望する青年等に対して、就職あっせん等の職業紹介事業を無料で行うこと。

（3）青年農業者（法第2条第1項第2号に掲げる者で認定就農計画に従つて就農した者を含む。（4）及び（6）において同じ。）が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助（法第6条第4号）

経営の基礎の確立等を目指して青年農業者が自主的に行う農業技術に関する共同研究、組織活動等の活動に対して援助を行うこと。

（4）青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流の促進（法第6条第5号）

青年農業者の経営能力の向上等を図るため、農業関連業種の事業者、都市消費者等との交流活動を促進すること。

（5）青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動（法第6条第6号）

就農促進に関する調査、児童・生徒に対する農業体験学習、就農意識啓発の広報活動等の調査・啓発活動を行うこと。

(6) 青年農業者の育成を図るために必要な業務（法第6条第7号）

配偶者の確保対策、住居情報の提供等青年農業者の育成に必要な業務を行うこと。

第5 就農支援資金

1 趣旨

就農支援資金は、青年農業者等を確保するため、認定就農者に対する就農前の研修その他の就農の準備に必要な資金及び農業経営を開始するのに必要な資金又は認定農業者に対する新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるための研修その他の就農の準備に必要な資金を無利子で貸し付けることにより、青年等の就農を支援しようとするものである。

2 就農支援資金の貸付け

(1) 種類

就農支援資金の種類は、以下に定めるとおりとする（令第1条）。

ア 就農研修資金

(ア) 認定就農者がその認定に係る就農計画（以下「認定就農計画」という。）に従って就農するのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受け取ることに必要な資金

(イ) 認定農業者が認定就農計画に従って青年等をその営む農業に就業させるのに必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受け取ることに必要な資金

イ 就農準備資金

(ア) 認定就農者が認定就農計画に従って就農するのに必要な移転その他の事前の活動であって農林水産大臣が定める基準に適合するものを行うのに必要な資金

(イ) 認定農業者が認定就農計画に従って青年等をその営む農業に就業させるのに必要な移転その他の事前の活動であって農林水産大臣が定める基準に適合するものを行わせるのに必要な資金

ウ 就農施設等資金

認定就農者が認定就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械又は資材の購入等に必要な資金

(2) 農林水産大臣の定める基準

ア 令第1条第1項の表第1号の「農林水産大臣の定める基準」は、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当することとする。

(ア) 県農業大学校、民間教育施設等における研修（規則第4条第1項

の表第1号の研修)

経営局長が別に定める基準に従い、県農業大学校、民間教育施設、農業試験場等の研修教育施設において、青年にあってはおおむね1年以上、中高年齢者にあっては原則として6ヶ月以上継続して受け実践的な研修であること、又は(イ)の研修の実施と併せて1ヶ月以上継続して受け実践的な研修であること。

(イ) 農家等における研修(規則第4条第1項の表第2号の研修)

a 国内での研修は、経営局長が別に定める基準に従い、地域において普及している能率的な技術を既に習得し、かつ、生産性の高い農業を現に営んでいる農家等において、青年にあってはおおむね1年以上、中高年齢者にあっては原則として6ヶ月以上継続して受け研修であること、又は(ア)若しくはbの研修の実施と併せて1ヶ月以上継続して受け研修であること。

b 海外での研修は、経営局長が別に定める基準に従い、海外諸国において、当該国の受入機関が推薦する優れた農家等に滞在して、青年にあってはおおむね1年以上、中高年齢者にあっては原則として6ヶ月以上継続して受け研修であること、又は(ア)若しくはaの研修の実施と併せて1ヶ月以上継続して受け研修であること。

(ウ) 普及指導員等による指導研修(規則第4条第1項の表第3号の研修)

経営局長が別に定める基準に従い、青年が普及指導員等の指導を受けておおむね1年継続して行う研修であること。

イ 規則第4条第1項の表第2号の「農林水産大臣が定める者」は、その保有する農用地、施設等を利用して農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行う農地保有合理化法人、農業協同組合、研修教育施設を有しない農業試験場等とする。

ウ 規則第4条第1項の表第3号の「農林水産大臣が定める者」は、農業協同組合の営農指導員、都道府県知事が認定した指導農業士、青年農業士、その他都道府県知事が認める指導的な農業者とする。

エ 令第1条第1項の表第2号の「農林水産大臣の定める基準」は、認定就農者の就農先調査、住居の移転、資格取得等又は認定農業者が認定就農計画に従って青年等をその営む農業に就業させるために行わせる住居の移転、資格の取得等の就農準備であって、認定就農計画の達成に必要なものに該当するものであることとする。

(3) 貸付けの対象となる者

ア 就農研修資金及び就農準備資金の貸付けの対象者は、認定就農者及び認定農業者とする。

イ 就農施設等資金の貸付けの対象者は、認定就農者とする。

(4) 貸付けの条件

ア 償還期間等

(ア) 償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間（以下「償還期間等」という。）は、法第7条第2項及び第3項並びに令第1条に定めるとおりである。

(イ) (ア)の償還期間等は最長の期間であるから、具体的な貸付けに当たっては、貸付対象の内容、借受人の償還能力等を勘案してその範囲内で期間を短縮することは差し支えない。

イ 限度額

就農支援資金に係る一認定就農者ごと又は一認定農業者ごとの限度額は、規則第4条に定めるとおりであるが、貸付けに当たっては次に掲げる事項に留意することとする。

(ア) 認定農業者が二人以上の新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合の貸付限度額は、当該青年等一人につき規則第4条に定める限度額とする。

(イ) 就農施設等資金のうち2,800万円（中高年齢者にあっては1,800万円）を超える額については必要な資金の額の2分の1以内に相当する額を貸し付けるものとする。

(5) 償還期間等の特例

ア 償還期間等の特例

(ア) センターは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するもの（以下「条件不利地域」という。）において認定就農者が就農した場合又は認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させた場合には、就農研修資金及び就農準備資金について、償還期間等の特例を適用することができるとされている。（法第8条）

(イ) 償還期間等の延長は、条件不利地域に就農した者が青年の場合にあっては8年以内（うち据置期間の延長は5年以内）、中高年齢者の場合にあっては5年以内（うち据置期間の延長は3年以内）とする。

イ 償還期間等の特例の申請等

(ア) 認定就農者は、就農後直ちに、申請書に就農したことを証する書類を添えセンターに提出するものとする。認定農業者は、青年等をその営む農業に就業させた後直ちに、申請書に当該青年等を就業させたことを証する書類を添えセンターに提出するものとする。

(イ) センターは、償還期間等の特例の決定に際し、必要に応じて関係機関・団体の意見を参照するものとする。

(6) 償還期間等の特例の適用を受けた認定就農者が条件不利地域以外の地域へ移動した場合又は認定農業者がその営む農業に就業させた青年等を条件不利地域以外の地域へ移動させた場合

規則第7条の「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりとする。

ア 条件不利地域において農業経営者又は農業従事者でなくなった時点

(以下「移動時点」という。)が就農後5年以上(中高年齢者にあっては3年以上)経過していない場合には、移動時点から起算して、8年間以内(中高年齢者にあっては5年以内)に償還させるものとする。

イ 移動時点が就農後5年以上(中高年齢者の場合には3年以上)経過し、償還を開始してから8年(中高年齢者にあっては5年)を経過していない場合には、原則として、移動時点から起算して、償還を開始してから既に経過した期間を8年(中高年齢者にあっては5年)から控除した期間内に償還させるものとする。ただし、経営局長が別に定める場合については、この限りでない。

ウ 移動時点が就農後5年以上(中高年齢者にあっては3年以上)経過し、償還を開始してから8年以上(中高年齢者にあっては5年以上)経過している場合には、延長された償還期間等を変更しないものとする。

(7) 一時償還

ア 法第9条第1号の認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかったとき又はその営む農業に就業させなかったときは、当該研修の終了後原則として1年を経過しても就農しない場合又はその営む農業に就業させない場合とする。

ただし、認定就農者のうち青年が認定就農計画に係る県農業大学校等や先進農家等における研修の終了後経営局長が別に定める農業関連の試験研究又は事業等に3年以内従事する場合にあっては、当該事業等に従事した後原則として1年を経過しても就農しない場合とする。

イ 就農支援資金は、新たに就農しようとする青年等の継続的な就農を目的とするものであることから、当該青年等が就農後、償還期間中に正当な理由がなくて離農した場合は、法第9条第4号に該当するものとして、一時償還させるものとする。

(8) 事務の委託

ア センターが行う就農支援資金の貸付けの業務の円滑な実施を図るとともに、借受者たる認定就農者又は認定農業者の利便性にも配慮する必要があることから、センターは、就農支援資金の貸付け、一時償還等の決定以外の貸付事業に係る事務の一部について、農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農協・信農連」という。)に対し、委託することができるとされている(法第11条)。

この委託事務の内容は、令第2条に規定されているが、具体的には、債権者管理カード等による整理把握、一時償還の連絡等の事務であり、センターと農協・信農連との間の委託契約においてその内容を定めるものとする。

イ センターから事務委託を受けたアの農協・信農連は、自己の責任において、それぞれ農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う

農業協同組合又は農業協同組合連合会に再委託することができる。

(9) 都道府県の助成

ア 都道府県の貸付金の額

法第18条第1項の規定により貸し付ける資金（以下「都道府県の貸付金」という。）の額は、次のとおりとする。

（ア）センターに貸し付ける場合にあっては、センターが行う貸付事業に必要な額から、前年度までの都道府県の貸付金の額を基礎として、次の算式により算定される額を控除して得た額以内の額とする。

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{当該年度当初の} \\ \text{未貸付金の額(a}_1\text{)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{当該年度の借受人か} \\ \text{らの償還金の額(a}_2\text{)} \end{array} \right) \right] - \left(\begin{array}{l} \text{当該年度の都道府} \\ \text{県への償還額(a}_3\text{)} \end{array} \right)$$

（注）（a₁）、（a₂）及び（a₃）については、当該年度におけるこれらの額の見込み額である。

（イ）融資機関（法第17条第1項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）に貸し付ける場合にあっては、融資機関に対し認定就農者から貸付けの申請があった額以内の額とする。

イ 都道府県の貸付金の貸付条件

都道府県の貸付金に係る貸付けの条件の基準は、法第18条第2項及び令第4条で定めるとおりであるが、都道府県においてセンター及び融資機関に対する貸付事業を行うためには、法、令、規則及び本通知に定めるもののほか、具体的に償還期間、貸付けの手続等を定める必要があるので、別に経営局長が定める参考例に準じて、当該都道府県貸付金貸付等要領を定めるものとする。

(10) 国の助成

ア 国の貸付金の額

国の貸付金の額は、法第19条第2項に規定されているが、同項の「農林水産大臣が算定する額」は、次の算式により算定される額とする。

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{当該年度当初の} \\ \text{未貸付金の額(b}_1\text{)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{当該年度のセンター及び融資} \\ \text{機関からの償還金の額(b}_2\text{)} \end{array} \right) \right] \times \text{国費率(N)} - \left(\begin{array}{l} \text{当該年度の国} \\ \text{への償還額(b}_3\text{)} \end{array} \right)$$

$$N = A / B$$

Aは、前年度までの国の貸付金の合計額－前年度までの国への償還金の合計額

Bは、前年度までの都道府県の貸付金の合計額－前年度までの都道府県への償還金の合計額+都道府県における前年度繰越額

（注）（b₁）は、都道府県の当該年度当初の未貸付金の額の合計である。

（b₂）、（b₃）及び（b₃）については、当該年度におけるこれらの額の見込み額である。

イ 国の貸付金の貸付条件

国の貸付金の貸付条件及びその償還方法は、法第19条第3項及び令第5条で定めるとおりであるが、令第5条第1項の「農林水産大臣の定める半年賦償還の方法」は、次のとおりとする。

(ア) 国の貸付金の都道府県への貸付時において定める償還の方法は、据置期間10年を含む償還期間21年とする均等半年賦の方法によるものとし、償還期日は、毎年度5月31日及び11月30日とする。

(イ) 繰上償還

a 次の場合においては、都道府県は、繰上償還を行うことができるものとする。

(a) センター又は融資機関の都道府県への償還と連動させて国の貸付金を国に償還する場合

(b) センター又は融資機関への貸付けに対して貸付財源に余裕があった場合

(c) その他センター又は融資機関からの一時的な繰上償還があつた場合等

b aの場合においては、都道府県は、あらかじめ国に通知するものとする。

ウ 国の貸付金に係る起債協議

国の貸付金は、特定資金枠外債として地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条に基づき起債協議が必要とされるものである。

エ 国の貸付金の貸付手続

国の貸付金の貸付手続については、経営局長が別に定めるところによる。

(11) 特別会計の設置、経理

ア 都道府県における当該資金にかかる経理については特別会計を設けて行なうことが望ましい。また、特別会計を設置する場合には、法第20条の規定により、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第12条第1項の規定により設置する特別会計において本経理を併せ行なうこととされている。

この場合には、農業改良資金その他の資金と明確に区分し、経費を流用することができないよう留意するものとする。

イ 都道府県が行う貸付事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理は、その他の経理と区分し、特別な勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。ただし、都道府県が行う貸付事業に関する事務に係る収入及び支出の経理を特別会計において行わない都道府県にあっては、業務勘定を設ける必要はない。

ウ 都道府県は、法第21条の規定により一定の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができるが、引き続き貸付財源に充てることが予定されている場合等にその額の全部又は一部を特別会計に保留して

おいて差し支えない。

(12) 就農支援資金貸付事業計画の作成

ア 都道府県は、法第18条第1項の規定によりセンター又は融資機関に対する資金の貸付けを行うに当たっては、就農促進方針、就農計画の認定状況、センター及び融資機関における資金需要等を勘案して、別に経営局長が定めるところにより、就農研修資金、就農準備資金及び就農施設等資金のそれぞれについての事業計画を内容とする就農支援資金貸付事業計画を策定するものとする。

イ 都道府県は、センター及び融資機関が行う貸付事業が円滑に実施できるよう予算措置、財源の確保及び適正な資金管理を図るものとする。

(13) 実績報告

ア センター及び融資機関は、貸付事業を行ったときは、実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、上記の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、センター及び融資機関の貸付業務の実施について、必要な指導を行うものとする。

ウ 都道府県知事が、資金の貸付けが目的に適合していないと認め、必要な指示をした場合には、センター及び融資機関はその指示に従わなければならないものとする。

(14) 融資機関による就農施設等資金の円滑な貸付け

就農施設等資金については、近年、新規就農者の就農前の経歴及び農業経営の方針が多様化していることにかんがみ、これら新規就農者の農業経営の開始に当たっての資金需要に的確に対応するため、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合からも貸し付けることができることとされている。（法第17条第1項）

これらの融資機関による就農施設等資金の円滑な貸付けを図るために、融資機関が貸し付ける就農施設等資金については、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づき農業信用基金協会が行う債務保証の対象とされていることから、都道府県においては、その積極的な活用の推進をお願いする。

この場合、都道府県においては、就農施設等資金に係る農業信用基金協会の保証基盤及び財務基盤の強化並びに保証債務につき保険を行う農林漁業信用基金の保険基盤の強化に資するため、農業信用保証保険制度の適正かつ円滑な活用に向けた体制整備をお願いする。

第6 株式会社日本政策金融公庫からの資金等及び農業改良資金の貸付けの特例

1 株式会社日本政策金融公庫からの資金及び農業近代化資金の貸付けの特例

(1) 償還期限（据置期間）

経営体育成強化資金は、農地又は採草放牧地の取得に必要な資金であるが、当該資金のうち認定就農者が認定就農計画に従って就農するのに必要なものについては、認定就農者の経営開始時における経済的負担の軽減を図り、その円滑な就農を支援する必要があることから、据置期間を3年以内から5年以内に延長する特例措置を講ずることとしている

（法第22条）。また、沖縄県にあっては、沖縄公庫経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2の1の（2）に掲げる資金に限る。以下同じ。）について、沖縄振興開発金融公庫業務方法書の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫資金と同様の措置を講ずることとされている。

さらに、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）においても、認定就農者が認定就農計画に従って就農するのに必要なものについて、上記と同様の理由により、据置期間の上限が3年以内のものを5年以内に延長するとともに、資金使途に応じ、償還期限を10年以内から18年以内に延長する措置を講ずることとされている。

(2) 経営体育成強化資金の貸付限度額

認定就農者が認定就農計画によって経営体育成強化資金（沖縄県にあっては沖縄公庫経営体育成強化資金）を借り受ける場合の貸付限度額は、500万円とする。

2 農業改良資金の貸付けの特例

農業改良資金は、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売方式を導入することをいう。）を実施するのに必要な資金であるが、このような取組を実施する農業者等への就農を積極的に促進するため、認定農業者が就農計画に基づく施設の設置等につき農業改良資金の貸付けを受ける場合には、新規就農者の経験不足による収益性の低下リスクを軽減するため、農業改良資金の貸付けに係る据置期間については3年以内のものを5年以内に延長するとともに、償還期間については10年以内のものを12年以内に延長する措置を講ずることとしている（法第23条）。

第7 農用地の利用関係の調整

認定就農者がその認定就農計画を確実に達成するには、就農に当たって必要な規模の農用地の確保を図ることが重要である。このため、農用地の権利移動のあっせん、農用地の出し手及び受け手の掘り起こし活動等を行っている農業委員会が、農用地の利用関係の調整を行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従って就農できるよう努めるものとしている

（法第24条第1項）。

この場合、農業委員会は、認定就農者の農業経営の安定と発展に資するよう、農用地の集団化等についても配慮することが望ましい。

更に、都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとしている（法第24条第2項）。

第8 その他

1 援助

都道府県においては、認定就農者又は認定農業者による認定就農計画の達成を促進するため、普及指導センターによる就農計画の策定の指導、研修先の選定、技術・経営に関する指導等に努めるとともに、研修体制の充実を図るため、研修受入農家・組織等への助言・指導等に努めるものとする。

この際、認定就農者又は認定農業者を普及指導センターにおける指導の重点対象として関係機関の連携の下で、濃密な指導に努めることが重要である。

また、関係機関・団体の就農促進関係業務等への助言・指導等に努めるものとする。

さらに、認定就農者が農業経営を開始するに当たっての多様な資金需要に的確に対応するためには、認定就農者が就農支援資金のみならず経営体育成強化資金（沖縄県にあっては沖縄公庫経営体育成強化資金）、農業近代化資金等各種資金を総合的に利用していくことが望ましいことから、都道府県においては、これらの資金の貸付けを行う機関その他関係機関が相互に連絡調整を行うための協議会を設けるなどにより、関係機関の相互の連携を図りつつ、認定就農者に対する助言・指導等の的確な実施が確保されるよう配慮をお願いする（法第25条）。

2 協力

青年等の就農促進を図るためには、各般の就農支援対策を実施している関係機関・団体が有機的連携をもって取組を進めることが重要である。

このため、就農促進方針において、青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項を定めることとしているが、この就農促進方針を実効あるものとするため、就農支援資金の貸付け等を行うセンターと農地の確保、営農面の指導等を担当している都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人が有機的な連携をもって、必要な情報を交換し、相互に協力するよう努めるものとしている。

さらに、必要に応じ、就農促進に関する業務を行う社団法人全国農村青少年教育振興会、全国新規就農相談センター等と連携し、地域情報と全国情報の交換等による就農促進についても留意することが重要である（法第26条）。

別記様式 1 (第 3 の 3 の (1) 関係)

就農計画

住 所 :
氏 名 :
(生年月日 (年齢))

1 就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標

(1) 将来の農業経営又は農業従事の態様の構想

(2) 就農時における目標

営農部門		就農予定地		就農時期	年月
就農・経営形態					
経営規模	h a				
作目	水稻	h a	施設野菜	h a	
所得目標	○○○万円/年				
農業労働力	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数		

2 1の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項

(1) 過去の農業教育・研修等経験

学校教育・施設研修	学校・研修先の名称	所 在 地	教育・研修期間
教育・研修内容			
農家等実務研修等	研修先等の名称	所 在 地	研修等期間
研修等内容			

(2) 研修計画

① 県農業大学校等による研修の場合

名 称		所 在 地	
専 攻		研修教育期間	年 月～ 年 月
研修教育内 容			

② 農家等による研修の場合

研修先名称		所 在 地	
営農部門		研修期間	年 月～ 年 月
研修内 容			

③普及指導員等による研修の場合

研修作物		研修期間	年月～年月
研修内容			
指導機関等の名称			
指導研修後の計画			

(注) 普及指導員等の助言を受けて作成した研修カリキュラムを添付する。

(3)就農準備計画

年月	就農準備の方法	内 容

3 1 の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時において取るべき措置に関する事項

(1)経営開始のための事業計画

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等

(2)資金調達計画

区分	資 金 名	借 入 時 期	借入額	借 入 条 件
就農研修				
就農準備				
経営開始				

4 法第2条第1項第2号に掲げる者が有する知識及び技能に関する事項
(青年以外の者のみ記入)

(1) 経歴

	経歴 1	経歴 2
職務内容		
在職期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
勤務機関名		
上記の住所		
退職予定年月日		
資格等		

(2) 知識及び技能の内容

5 その他就農関連事項

(1) 研修を兼ねた農業関連事業等従事計画

(青年が研修終了後引き続き農業関連事業等に従事する場合に記入)

従事予定の農業関連事業等	
農業関連事業等従事で習得しようとする技術等	
農業関連事業等従事の期間	

(2) その他

記載上の留意事項

- 1 1の「(1) 将来の農業経営又は農業従事の態様の構想」は、就農に必要な農業技術等の習得、就農時における農業経営の目標等の位置付けや必要性が明らかになるよう、就農計画の作成時において構想している自らの将来の農業経営を記載する。(農業法人の雇用者及び農業経営を営む個人の世帯員(同居の親族)として農業に従事しようとする者(以下「農業法人の雇用者等」という。)にあっては、独立後の自らの農業経営又は農業法人等における農業従事の態様の構想について記載する。)
- 2 1の「(2) 就農時における目標」では、
 - ア 就農予定地については、市町村名を記入する。ただし、具体的な就農予定地が未定の場合にあっては、就農を希望する都道府県名、地域名等(例えば東北等)を記載する。
 - イ 就農・経営形態については、自営による個人経営、親の経営とは別の部門経営、リース農場による個人経営、農業法人の構成員、農業法人の雇用者等を記載する。
 - ウ 「経営規模」の欄以下の欄については、経営開始後おおむね5年間に達成すべき農業経営の目標について記載する。
 - エ 経営規模については、賃借、作業受委託等による場合は、その旨記載する。
 - オ 農業労働力については、申請者本人については必ず記載することとし、その他の従事者については参考として記載する。
 - カ 農業法人の雇用者等にあっては、(2)の「経営規模」以下は記載する必要はない。ただし、農業労働力の欄は、申請者本人については必ず記載する。
- 3 2の「(1) 過去の農業教育・研修等経験」では、
 - ア 学校教育・施設研修については、農業高校、農業者研修教育施設(県農業大学校)、民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。
 - イ 農家等実務研修等については、以下のように記載する。
 - (ア) 農家等における実務研修経験者は、研修先等の名称に、研修先の農家氏名等とともに、その研修先の紹介機関(例:普及指導センター、(社)国際農業者交流協会等)があれば、併せて記載する。
 - (イ) 現に農業法人等の従業員として農業に従事している者は、研修先等の名称に、農業法人等名を、研修等内容に、仕事内容、取扱作物等を記載する。また、所在地については、海外研修にあっては、国名を記載する。
- 4 2の「(2) 研修計画」は、①から③までのうち、該当する研修先について記入する。(複数記入可能。)

- 5 2の(2)「①県農業大学校等による研修の場合」では、名称は○○県農業大学校等の具体的な名称を記載する。また、研修教育内容は、研修しようとする作目、技術、経営等を具体的に記載する。
- 6 2の(2)「②農家等による研修の場合」では、上記の3のイと同様に記載する。
- 7 2の(2)「③普及指導員等による研修の場合」では、研修先が実家の場合にあっては、指導機関等の名称にその旨を併せて記載する。
- 8 2の「(3)就農準備計画」については、就農先調査、資格取得、就農地への転居等の別にそれぞれ内容を記載する。
- 9 3の「(1)経営開始のための事業計画」では、機械・施設の導入、リース農場の利用、農用地の購入・賃借等について、内容を記載する。
なお、農業法人の雇用者等にあっては本欄は記載する必要はない。
- 10 3の「(2)資金調達計画」のうち「経営開始」は、農業法人の雇用者等にあっては記載する必要はない。
- 11 4の「(1)経歴」は就農計画の作成者となり得る経歴を記載する。
- 12 4の「(2)知識及び技能の内容」は、(1)の経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 13 5の「(1)研修を兼ねた農業関連事業等従事計画」は、青年が県農業大学校等や先進農家等での研修終了後引き続き研修を兼ねて農業関連の試験研究又は事業等に従事する場合に記載することとし、「関連事業等従事で習得しようとする技術等」は、農業関連事業等従事によって得ようとする技術、経営方法等を記載すること。
- 14 5の「(2)その他」では、関係団体による就農支援活動の活用等について記載する。

別記様式2（第3の3の（1）関係）

就農計画

所在地：

法人名：

※個人農家にあっては記入を要しない。

代表者：

1 青年等に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 現住所
- (3) 生年月日（年齢）

2 就農時における農業従事の態様に関する目標

- (1) 将来の農業従事の態様に関する構想

- (2) 就農時における目標

営農部門	就農予定地	就農時期	年月
就農・従事形態			
担当させる営農規模	ha		
作目	水稻 ha	施設野菜 ha	
利益目標	〇〇〇万円／年		
年間農業従事日数 従事日数	農業従事日数： 日 農業関連事業従事日数： 日		

3 2の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修その他の青年等の就農の準備に関する事項

(1) 過去の農業教育・研修経験

学校教育・施設研修	学校・研修先の名称	所 在 地	教育・研修期間
教育・研修内容			
農家等実務研修	研修先の名称	所 在 地	研修期間
研修内容			

(2) 就業を通じた研修計画

研修期間	研修内容	使用する機械・施設

(添付書類) 研修カリキュラム（研修時期、指導者、研修内容の詳細等）

(3) 研修計画

① 県農業大学校等への派遣研修の場合

名 称		所 在 地	
専 攻		研修教育期間	年 月～ 年 月
研修教育内 容			

②農家等への派遣研修の場合

研修先名称		所 在 地	
営農部門		研修期間	年 月～ 年 月
研修内容			

③普及指導員等による研修の場合

研修作物		研修期間	年 月～ 年 月
研修内容			
指導機関等の名称			
指導研修後の計画			

(注) 普及指導員等の助言を受けて作成した研修カリキュラムを添付する。

(4)就農準備計画

年 月	就農準備の方法	内 容

4 2の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の青年等の就農時にとるべき措置に関する事項

(1)青年等の就農時の事業計画

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費	資 金 名 等

(2) 資金調達計画

区分	資金名等	借入時期	借入額	借入条件
就農研修				
就農準備				
就農時				

5 法第2条第1項第2号に掲げる者が有する知識及び技能に関する事項
(青年以外の者を雇用する場合のみ記入)

(1) 経歴

	経歴 1	経歴 2
職務内容		
在職期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
勤務機関名		
上記の住所		
退職予定年月日		
資格等		

(2) 知識及び技能の内容

6 その他就農関連事項

7 計画申請者に関する事項

(1) 計画申請者の概要

設立年月	年　　月	資本金	千円
------	------	-----	----

※個人農家にあっては記入を要しない。

構成員（家族）氏名	年齢	役職担当	農業従事日数	出資口数

構成戸数	戸	常時雇用	人	臨時雇用	人日
------	---	------	---	------	----

(2) 申請時の経営の概要

	規　模（うち借地）	作付作物等の種類
田	a (a)	
畑	a (a)	
樹園地	a (a)	
採草放牧地	a (a)	
施設面積	棟 m ²	
常時飼養家畜	頭、羽	

(3) 今後の経営計画

(添付書類) 最近 3 か年の決算書（付属明細書を含む）

記載上の留意事項

1 2の「(1) 将来の農業従事の態様の構想」は、就農に必要な農業技術等の習得、就農時における農業従事の態様の目標等の位置付けや必要性が明らかになるよう、就農計画の作成時において構想している就農させようとする青年等の将来の農業従事の態様を記載する。

この場合、就農計画の作成者は、就農させようとする青年等の意向にも十分配慮するものとする。

2 2の「(2) 就農時における目標」では、

ア 就農予定地については、市町村名を記入する。ただし、具体的な就農予定地が未定の場合にあっては、就農を希望する都道府県名、地域名等（例えば東北等）を記載する。

イ 「就農・従事形態」の欄以下の欄については、就農後5年間に達成すべき農業従事の態様について記載する。

ウ 「就農・従事形態」については、就農させようとする青年等の就農時の就業分野、役職等を記載する。

エ 「担当させる営農規模」については、他の者と共同で従事させる場合には、当該分野に従事させる者の数でその営農規模を按分する等により当該計画に従って就農させようとする青年等の分担を明確にする。

オ 「年間農業従事日数」については、農業及び農業に関連する事業に従事する日数をそれぞれ区分して記載することとする。

3 3の「(1) 過去の農業教育・研修経験」では、

ア 学校教育・施設研修については、農業高校、農業者研修教育施設（県農業大学校）、民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。

イ 農家等実務研修の研修先の名称については、農家氏名等とともに、その研修先の紹介機関（例：普及指導センター、（社）国際農業者交流協会等）があれば、併せて記載する。また、所在地については、海外研修にあっては、国名を記載する。

4 3の「(2) 就業を通じた研修計画」では、経営体内における研修の位置付けを明確にし、研修生を単に経営体の労働力として用いることのないよう留意するものとする。

5 3の「(3) 研修計画」は、①から③までのうち、該当する研修先について記入する。（複数記入可能。）

6 3の(3)「①県農業大学校等への派遣研修の場合」では、名称は○○県農業大学校等の具体的な名称を記載する。また、研修教育内容は、研修しよう

とする作目、技術、経営等を具体的に記載する。

7 3の(3)「②農家等への派遣研修の場合」では、上記の3のイと同様に記載する。

8 3の(3)「③普及指導員等による研修の場合」では、研修先が自らの経営体の場合にあっては、指導機関等の名称にその旨を併せて記載する。

9 3の「(4)就農準備計画」については、就農先調査、資格取得、就農地への転居等の別にそれぞれ内容を記載する。

10 4の「(1)青年等の就農時の事業計画」では、青年等の就農に際して必要となる機械・施設の導入、リース農場の利用、農用地の購入・賃借等について、内容を記載する。

11 4の「(2)資金調達計画」のうち「就農時」では、農業改良資金の償還期間及び据置期間の特例を利用する場合にあってはその旨を記載する。

12 5の「(1)経歴」は就農計画の作成者となり得る経歴を記載する。

13 5の「(2)知識及び技能の内容」は、(1)の経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。

14 6の「その他」では、関係団体による就農支援活動の活用等について記載する。

15 7の「(1)計画申請者の概要」では、計画申請時の農業及び農業に関連する事業に係る内容について記載する。